

令和3年第4回摂津市議会定例会

議案参考資料  
( 条例関係 )

令和3年11月30日提出

摂 津 市

## 目 次

議案第 7 0 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	1
議案第 7 1 号	摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	7
議案第 7 2 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	11
議案第 7 3 号	摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	12

摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第 19 条 略</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族</p> <p>(2) 略</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第 19 条 略</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)</p> <p>(2) 略</p>

(市民税の申告等)

第 29 条 略

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により市長が定める様式による。

3～5 略

6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則第 2 条第 7 項において読み替えて準用する同条第 5 項に定めるものについては、同条第 8 項において読み替えて準用する同条第 6 項に定める記載によることができる。

7～9 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 30 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法

(市民税の申告等)

第 29 条 略

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により市長が定める様式による。

3～5 略

6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則第 2 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 4 項に定めるものについては、同条第 7 項において読み替えて準用する同条第 5 項に定める記載によることができる。

7～9 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 30 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法

の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則第 2 条の 3 の 5 に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第 46 条 略

2～12 略

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで

の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢 16 歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則第 2 条の 3 の 5 に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第 46 条 略

2～12 略

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで

納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則第10条の2の8第2項に定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則第10条の2の8第3項に定める事項を記載した申請書に同条第4項に定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則第10条の2の8第5項に定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則第10条の2の8第5項に定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則第10条の2の8第6項に定める事項を記載した申請書に同条第7項に定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則第10条の2の8第8項に定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16・17 略

(分離課税に係る所得割の特別徴収税額の納入の義務)

第 55 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 20 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

16・17 略

(分離課税に係る所得割の特別徴収税額の納入の義務)

第 55 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 20 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 14 条第 1 項の規定にかかわ

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条等の条例で定める割合)

第12条の2 略

2～23 略

24 略

25 略

らず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条等の条例で定める割合)

第12条の2 略

2～23 略

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 略

26 略



摂津市立体育館条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案														
<p>(設置) 第1条 略</p> <table border="1" data-bbox="271 571 1088 802"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立味生体育館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	摂津市立味生体育館	略	<p>(設置) 第1条 略</p> <table border="1" data-bbox="1171 571 1989 863"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立味生体育館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立味舌体育館</td> <td>摂津市正雀一丁目1番6号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	摂津市立味生体育館	略	摂津市立味舌体育館	摂津市正雀一丁目1番6号
名称	位置														
略	略														
摂津市立味生体育館	略														
名称	位置														
略	略														
摂津市立味生体育館	略														
摂津市立味舌体育館	摂津市正雀一丁目1番6号														

別表(第9条関係)

1 施設専用使用料

区 分			金 額						
			午 前	午後(1)	午後(2)	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日
略	略	略	円	円	円	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
味生 体育館	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表(第9条関係)

1 施設専用使用料

区 分			金 額						
			午 前	午後(1)	午後(2)	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日
略	略	略	円	円	円	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
味生 体育館	略	略	略	略	略	略	略	略	略
味 舌 体 育 館	第1体 育室	全 面	3,000	3,000	3,000	5,000	7,000	9,000	12,000
		半 面	1,800	1,800	1,800	3,000	4,200	5,400	7,200
	第2体 育室	全 面	1,400	1,400	1,400	2,400	3,300	4,300	5,700

備考 略

2 施設共用使用料

区 分			金 額			
			午前	午後(1)	午後(2)	夜間
略	略	略	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略
味生 体育館	略	略	略	略	略	略

備考

- 1 1の表の備考1及び備考3の規定は、この表についても適用する。
- 2 略
- 3 鳥飼体育館の第2体育室は、当該施設の専用での使用がない場合に限り、使用することができる。

2 施設共用使用料

区 分			金 額			
			午前	午後(1)	午後(2)	夜間
略	略	略	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略
味生 体育館	略	略	略	略	略	略
味舌 体育館	第1体育室及 び第2 体育室	一 般	150	150	150	250
		小学生・ 中学生	50	50	50	50
	トレー ニング ルーム	一 般	150	250	250	350
		小学生・ 中学生	100	100	100	100
		回数券	50円券55枚綴 2,500円			

備考

- 1 前項の表の備考1及び備考3の規定は、この表についても適用する。
- 2 略
- 3 この表の規定は、専用での使用以外で個人が同表に掲げる施設を使用する場合について適用する。

### 3 冷暖房設備使用料

区 分	単 位	金 額
冷暖房設備	全 面	1 時間 500 円
	半 面	1 時間 250 円

#### 備考

- 1 第 1 項の表の備考 2 の規定は、この表についても適用する。
- 2 この表の規定は、第 1 項の表に掲げる施設(鳥飼体育館の第 2 体育室、味生体育館の第 2 体育室及び味舌体育館の第 2 体育室を除く。)を専用して使用する場合について適用する。

摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>404,000 円</u>を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>16,000 円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>408,000 円</u>を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>12,000 円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

摂津市下水道条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(改善命令等)</p> <p>第 14 条 管理者は、使用者が第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する基準に適合しない下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対し期限を定めて当該下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、若しくは公共下水道若しくは流域下水道からの放流水を法第 8 条(法第 <u>25 条の 18</u> において準用する場合を含む。)の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。特定事業場管理責任者が当該特定施設又は除害施設の維持管理に関する業務を怠ったことにより、第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する基準に適合しない下水が公共下水道に排除されるおそれがある場合も同様とする。</p>	<p>(改善命令等)</p> <p>第 14 条 管理者は、使用者が第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する基準に適合しない下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対し期限を定めて当該下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、若しくは公共下水道若しくは流域下水道からの放流水を法第 8 条(法第 <u>25 条の 30</u> において準用する場合を含む。)の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。特定事業場管理責任者が当該特定施設又は除害施設の維持管理に関する業務を怠ったことにより、第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する基準に適合しない下水が公共下水道に排除されるおそれがある場合も同様とする。</p>